

平成31年度4月邑南町農業委員会総会議事録

日時：平成31年 4月22日（月）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 13名

1 田中 正規	2 植田 眞二	3 細貝 輝男	4 高木 敏彦
5 日野 静則	6 宮本 武	7 末田 麻理江	8 玄羽 和幸
9 沖田 浩	10 古川 初登	11 椿 徹	12 三上 孝行
13 大石 幹夫			

出席推進委員 12名（欠席4名）

	2 佐々木 昭三	3 丸原 博幸	
5 小笠原 博文	6 日野 武信	7 和田 保人	8 北村 豊弘
9 日高 甚蔵	10 小笠原 三津夫	11 服部 文明	12 森脇 正己
13 上田 義憲	14 野田 敏博		

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

①農地法関連

- ・ 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

②農業経営基盤強化促進法関連

- ・ 議案第3号 邑南町農用地利用集積計画について
- ・ 議案第4号 邑南町農用地利用集積計画について（農地中間管理権の取得）について

③農地法関連

- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

(1) 連絡事項

会議の概要

<p>議長</p>	<p>第1回の邑南町農業委員会の総会を開会いたします。 (会長あいさつ) それでは議事録署名さんの指名ですが、5番の日野委員さん、6番の宮本委員さんをお願いします。 推進委員さんの欠席は山根さん、日高英二さん、野堀さん、和田清文さん、4名が欠席でございます。 それでは議案の第1号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、失礼致します。まず最初に訂正の方のお願いをさせていただければと思います。1枚剥ぐっていただきまして、平成31年第1回農業委員会定例総会議事日程のところの、議案第というところの議案番号について訂正をお願いを致します。まず第1号と書いてありますところが第3号、議案第2号とさしていただいておりますところを第1号に、議案第3号と書いてあるところを第2号にということで、順番の方を入れ替えをさせていただければという風に思っております。ですので日程の方で1、2、3と書いてあるところが、一番上が3、次が1、その3と書いてあるのが2という風に訂正をさせていただければと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、よろしいでしょうか。説明の方を続けてお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは第1号議案に。農地法第4条の規定による許可申請について、今月は1件です。 申請番号314-1、農地の所在は矢上××、登記地目畑、面積171㎡、申請人は〇〇、転用目的は宅地拡張です。所要面積は土地造成171㎡、宅地法面です。申請事由は宅地を拡張する際、宅地が狭いので拡張する際に申請地を法面として整備する、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。第4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。以上1件です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p>
<p>2番</p>	<p>それでは植田委員さん、お願い致します。 そうしましたら314-1についての説明をさせていただきます。本件の申請人は〇〇さんと申しまして、もう今年の10月から農地法5条以降、土地でない証明等々、先月も1件あったり取り下げ案件があったりの先でございます。この内容については顛末書がついておりまして、平成12年に住宅の拡張をされたそうでございます。その際に農地の畑であるところを法面補強という形で長く家の後ろをずっとされて、結果的に財産処分という形で今この〇〇さんのことが起こっておりますので、そういうことでのいろいろ所有については正規にしたいという申請でございます。まあ本件の案件も、森脇推進委員さんともう何回も向こうへ出向きまして結果的に判断しておるところでございますが、今更法面補強しておるものを畑に戻すと、状況を元に戻すということも実際のところ難しいと考えますので、申請通り承認の程をよろしくお願いしたいと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。森脇委員さん、何か。</p>

	<p>今委員さんが言われた通りで、何回も覗いたんですが問題はないと思いますので。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。意見、質問等ありましたらお願い致します。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
	<p>はい、ないようですので採決に入ります。申請番号 314-1 に際しまして、賛成する方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>はい、全員賛成です。許可相当と認めることに決定致します。</p>
	<p>それでは議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、事務局よりお願い致します。</p>
事務局	<p>はい、第 2 号議案、農地法第 5 条の規定による許可について、今月は 1 件です。</p>
	<p>申請番号 315-1、農地の所在は矢上××、登記地目畑、面積は 735 m²です。貸渡人は●●、借受人は□□です。使用貸借権の設定です。転用目的は農家住宅。申請事由は賃借住宅が手狭になったので実家に近い申請地に住宅を建築し、併せて農機具置き場等を整備する、です。所要面積は 735 m²です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域除外済です。農地法第 5 条第 2 項但し書きにより、許可できるものと判断しております。以上 1 件です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p>
	<p>植田委員さん、続けてお願いします。</p>
2 番	<p>そうしましたら、農地法第 5 条、315-1 について説明を致します。この案件につきましても、昨年の 30 年の 9 月に、住宅が手狭になったということで除外申請の終わっておる案件でございます。使用貸借で、●●さんと□□さんは親子関係でございます。場所についてはちょっと地図上では分かりにくいんですけども、この、それぞれ配置されております申請地の左側から上に向かっての道路が若干消えておりますがあるんですけども、それは浜作線から JA の、そこから上がったところの位置に、地図上では下りますが上がって来たところに位置致します。また反対に申請地から右側に行きますと、七日市方面の△△事務所、元の△△の事務所等の方に出る方向の位置となります。今回は農家住宅ということで若干面積は 735 m²と広いんですけども、その内容については個人住宅、それと農機具の倉庫、駐車場を含めて回転スペース等も取りながら奥側には子供の遊び場、というように必要面積を計算されて広い面積をそのまま使うと、利用するというような申請となっております。近隣の承諾等、資金計画、見積もり等も見ましたが問題なく思いますので、承認の方もよろしくお願い致します。これについても森脇推進委員さんと一緒に現地を確認しております。これは除外申請済ですので現地もどうかと思いましたが、まだ何も着工もされておられませんし、今からというようなことになっております。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。森脇委員さんお願いします。</p>
	<p>先程と一緒に、大丈夫だと思います。</p>
議長	<p>分かりました。意見、質問等ありましたらお願い致します。</p>
10 番	<p>以前にもこの件についてはお話したことがあるんですが、提示されとる申請書</p>

の、後ろのテーブルの上にあります、訂正されとるんですよね、数字とか。印刷されたものを横線で消して手書きで訂正したのが書いてあるんですが、これ本日の総会で許可がされると公文書としての扱いになると思うんですが、誰がいつ訂正したかが分からんような文書がですね、公文書として保管されるというのはちょっといかがなものかという気がします。特に面積なんかにいたっては、これ735㎡ということになってますけど、申請書の方では735を横線で消して数字で、ちょっと覚えてないですけど2桁代の数字が書いてあるんです、鉛筆で。これはどうなのかという、文書として正しい、正確な内容が書き換えた内容になってますんで。訂正されるのは構わんです。間違っ訂正されるのはありえることですが、誰がいつ訂正したかということが分からん訳ですよ。で、こういうことがね、何回も繰り返すようだとちょっと公文書としての信頼性が問われるんで。そこらあたり事務局としてもうちょっとしっかりした対応をお願いしたい。以上です。

議長
事務局

はい、お願いします。
今後気を付けるように致します。

議長

今までもあったんかいね、これ以外に。

10番

何回もあってます。私この件、前にも発言したことがあります。

事務局

今回の修正のものにつきましては、正しく修正をしたものについて保管をするようにさせていただきますと思います。

10番

誰がいつ訂正したかが分かるようにしてね。

事務局

はい、わかりました。

10番

申請者が訂正したんなら、申請者の、二本線引いて割り印がしてなきゃいけないのだけえ。それを何もしてないけえ、誰がいつそれを二本線で消して数字を書き換えたかというのが分からん。それは正式な文書ではない。

事務局

ちょっとその辺の確認をして、きちんとしたものに修正をしたいと思います。

10番

前にも言ったことあるんだけど、司法書士さんがパソコンで打って印刷した申請書が二本線で消してある、消して処理とか変更してある。ということは当然司法書士の訂正印がなけにゃあ文書としての評価が発生しないんだけど、それも無い。そういうような文書も何回か見てますんでね。そこらの杜撰さってというのは、ちょっと改めていかんと。

議長

それでは、その他の意見ございますでしょうか。

(意見、質問なし)

ないようですので採決に入ります。申請番号315-1につきまして、賛成する方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。許可相当と認めることに決定致します。

続きまして議案第3号、邑南町農用地利用集積計画について。これは説明をしませんので、意見質問等ありましたら、質問の方をお願い致します。

これ新規の方と思われる、■■さんですか、これについて情報をちょっと。

事務局

はい、すいません、■■さんの新規の分についてですが、経営自作等の面積の

議長 事務局 10番	方を記載をしておりますませんでした。■■さん自身の土地の所有はないんですが、ご家族の方の所有農地が 8016 m ² ございます。経営自作とも同数ということで、8016 m ² の農地の方を経営をされておられます。
事務局 10番 議長 8番	<p>新規でやりんさる？じゃあない？やりよって？</p> <p>元々作られておられたそうです。</p> <p>今の事務局の説明で言えば、ご家族で 8016 m²を耕作しとる実績があると。あるんだけども経営者と、経営と自作、土地の所有者、経営者が自身の、■■さんの名前になってないだけという言い方に受け止めたんですが、それでいい？</p> <p>はい。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>年はいくつくらいです？</p> <p>まだ60ギリギリくらいじゃないか。</p>
議長 8番	<p>ここ新規じゃないですよ、これね。ずいぶん前から実際やられとって、きちっと正式に出せということが中山間地の方からあって、そこで出した。ということで今回これ。契約年数だなんだ。だから貸付人の名前が書いてあるんですが、これはもう20年も前に亡くなられた。親戚関係なんかがあるんで。それでやられとるんだと思いますが、実際は■■本人と、それとお母さんの方がやられとると、実質。耕作等についてはまったく問題なくやられてますんで。</p>
議長	<p>2町2反くらい今回出とるでしょう。計算するとね、2町2反くらい出とるんですよ。で、8000 m²で、新規はあるかなと思って。</p> <p>大体まとまったところにやっておられますから。機械もすべてありますし。田んぼ等もですね、ずれが出た場合は重機なんかも使って自分ですというようなことをされております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>よろしいでしょうか。採決をしてもよろしゅうございますか。</p> <p>それでは議案第3号、邑南町農用地利用集積計画について。賛成する方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成です。よって認めることに決定致します。</p>
	<p>続きまして議案第4号、邑南町農用地利用集積計画について、中間管理権の取得になります。これについてもみなさんご覧になって、質問等ありましたらお願い致します。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p> <p>はい、よろしゅうございますか。それでは採決に入ります。</p>
	<p>議案第4号、邑南町農用地利用集積計画について、中間管理権の取得になりますが、賛成する方の挙手を求めます。</p>
	<p>はい全員賛成です。よって許可することを認めることに決定致します。</p>
	<p>続きまして③農地法関連、報告第1号、農地法第3条の3の規定による相続等の届け出について。これもみなさんご覧になって、意見質問等ありましたらお願い致します。</p>

<p>(意見、質問なし)</p> <p>よろしゅうございますね。</p> <p>報告事項でございますので、報告をここで終わりにしたいと思います。</p> <p>続きまして⑤その他、事務連絡に入りたいと思います。</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 事務連絡</p> <p>次回の総会は、5月22日(水)13:30からでお願いします。</p>
--

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印